⑷　工事内容　本工事は次に掲げる施設の改築を行うものである。

１）建物

①新病院棟

敷地面積　47,933.8㎡

構造　鉄骨造一部鉄筋コンクリート造
地上10階塔屋１階建て

建築面積　10,118.15㎡

延べ面積　51,368.06㎡

建物用途　病院

②付属棟

構造　鉄骨造平屋建て

建築面積　238.96㎡

延べ面積　238.96㎡

建物用途　車庫、倉庫

③医療ガス供給棟

構造　鉄筋コンクリート造平屋建て

建築面積　79.10㎡

延べ面積　79.10㎡

建物用途　機械室

④電気開閉所

構造　鉄筋コンクリート造平屋建て

建築面積　29.46㎡

延べ面積　29.46㎡

建物用途　電気室

工事種目　空気調和設備、換気設備、排煙設備、自動制御設備、衛生器具設備、給水設備、排水設備、給湯設備、消火設備、厨房設備、ガス設備、排水処理設備、医療ガス設備

２）既存建物

①既存リハビリ棟

構造　鉄骨造地上４階建て

建築面積　2,337.91㎡

延べ面積　6,400.74㎡

建物用途　病院

工事種目　改設一式

⑸　工期　令和５年２月10日まで。指定部分　令和３年10月15日　⑷のうち、１）①～④　２）①の一部　指定部分外　⑷のうち　２）①の一部

⑹　使用する主要な資機材　冷凍機１基、吸収冷温水機２基、蒸気ボイラー約５基、空気調和機約32台、中央監視制御装置１台、受水タンク２基、貯湯槽２基

⑺　本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

⑻　本工事において、独立行政法人労働者健康安全機構会計規程「低入札価格の調査に関する達（令和元年10月21日改正）」に基づく価格を下回った価格をもって契約する場合は、監理技術者とは別に同等の資格要件を満たす技術者を配置すること。

２　競争参加資格　下記の⑴から⑽に掲げる条件を満たしている者により構成される特定建設工事共同企業体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（令和元年12月10日付け独立行政法人労働者健康安全機構契約担当役）に示すところにより独立行政法人労働者健康安全機構契約担当役から大阪労災病院新棟その他機械設備工事に係る特定建設工事共同企業体としての競争参加資格者の資格の認定を受けている者、下記の⑴から⑽に掲げる条件を満たしている単体有資格業者又は経常建設共同企業体であること。

⑴　予算決算及び会計令第70条及び71条の規定に該当しない者であること。

⑵　厚生労働省から平成31・32年度有資格者名簿［建設工事］のうち近畿ブロックにおけるそれぞれの工事種別に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、厚生労働省から一般競争参加資格の再認定を受けていること）。

⑶　厚生労働省の建設工事に係る平成31・32年度一般競争参加資格の認定の際に提出した経営事項審査結果通知書の写しに記載された管工事の総合評点が1,100点（特定建設工事共同企業体の構成員のうち代表者以外の構成員にあっては、850点）以上であること（⑵の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際の総合評点が1,100点（特定建設工事共同企業体の構成員のうち代表者以外の構成員にあっては、850点）以上であること。）。

⑷　会社更生法に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者（⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑸　工事実績は、平成16年４月１日以降に元請けとして完成・引渡しが完了した、次に掲げる要件を満足する新設工事を施工した実績を有すること。なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。ただし、建築一式工事における施工実績は含まない。特定建設工事共同企業体の代表者又は単体有資格業者は、下記のアの条件を満たすこと。特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員は、下記のイの条件を満たすこと。

ア　建物用途　病院
構　造　問わない
階　数　地上５階建て以上
建物規模　延べ面積　10,000㎡以上（増築工事の場合は、増築面積10,000㎡以上）
工事種目　空気調和設備及び給排水設備（工事種目の空気調和設備については機器・配管及びダクト、給排水設備については機器及び配管の施工・試験調整を含むシステム一式を施工した工事の実績であること。ただし、空気調和設備と給排水設備が異なる工事の実績でも良いが、それぞれ工事種目以外の条件も満たす工事とする。）

イ　建物用途　病院、試験・研究施設、庁舎又は事務所
構　造　問わない
階　数　地上３階建て以上
建物規模　延べ面積3,000㎡以上（増築工事の場合は、増築面積3,000㎡以上）
工事種目　空気調和設備及び給排水設備（工事種目の空気調和設備については機器・配管及びダクト、給排水設備については機器及び配管の施工・試験調整を含むシステム一式を施工した工事の実績であること。ただし、空気調和設備と給排水設備が異なる工事の実績でも良いが、それぞれ工事種目以外の条件も満たす工事とする。）経常建設共同企業体にあっては、上記アの施工実績を有すること。また、異工種建設工事共同企業体としての実績は、協定書による分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。

⑹　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

ア　１級管工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、技術士（機械部門（選択科目を「流体工学」又は「熱工学」とする者に限る。）、上下水道部門、衛生工学部門又は総合技術監理部門（選択科目を「流体工学」、「熱工学」又は上下水道部門若しくは衛生工学部門に係るものとする者に限る。）に合格した者。）、「技術士法施行規則の一部を改正する省令（平成15年文部科学省令第36号）」による改正前の技術士（機械部門（選択科目を「流体機械」又は「暖冷房及び冷凍機械」とする者に限る。）、水道部門、衛生工学部門又は総合技術監理部門（選択科目を「流体機械」、「暖冷房及び冷凍機械」又は水道部門若しくは衛生工学部門に係るものとする者に限る。）に合格した者。）又は国土交通大臣若しくは建設大臣が１級管工事施工管理技士と同等以上の能力を有すると認定した者である。